



【お問合せ先】
KPMG 税理士法人
[Contact Us](#)

KPMG Tax メールマガジン

No.73 – June 26, 2014

税務情報

東京都－2014 年 10 月以降の法人住民税・法人事業税の超過税率を決定

2014 年度税制改正では、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、以下の改正が行われ、2014 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されることになりました。

- 法人住民税(法人税割)の税率の引下げ及び地方法人税(国税)の創設
- 法人事業税及び地方法人特別税(国税)の税率変更

(この改正については、KPMG Japan tax newsletter「[2014 年度税制改正大綱](#)」(2013 年 12 月 17 日発行)にてお知らせしています。)

各都道府県は、法人住民税(法人税割)及び法人事業税の税率について、地方税法で定められた標準税率に一定の範囲で上乗せした税率(超過税率)を適用することが認められています。

6 月 25 日、東京都は 2014 年第 2 回東京都議会定例会にて条例改正を行い、2014 年 10 月以後に開始する事業年度に適用する超過税率を決定しました。

改正前及び改正後の税率の詳細については、6 月 3 日付の東京都主税局からのお知らせ「[法人住民税・法人事業税の税率の改正について](#)」(PDF 180KB)に掲載されています。

【法人実効税率】

期末資本金の額が 1 億円を超える法人に対する東京都の超過税率を用いて計算した法人実効税率は、以下のとおりで、2014 年 10 月以後に開始する事業年度に適用される法人実効税率は従前の法人実効税率と同様となります。

	2014年4月1日から 2014年9月30日までに 開始する事業年度	2014年10月1日以後に 開始する事業年度
法人税	25.5%	25.5%
地方法人税	-	1.122% (25.5% x 4.4%)
地方法人特別税	4.292% (2.9% x 148%)	2.8982% (4.3% x 67.4%)
法人事業税 (所得割)	3.26%	4.66%
法人住民税 (法人税割)	5.2785% (25.5% x 20.7%)	4.1565% (25.5% x 16.3%)
合計	38.3305%	38.3367%
実効税率	35.64% (38.3305% x 100/(100+7.552*))	35.64% (38.3367% x 100/(100+7.5582*))

* 地方法人特別税＋法人事業税(損金の額に算入される税)

なお、大阪府は、以下のページにおいて、2014 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度に適用される法人府民税・法人事業税等の税率を公表しています。

[法人府民税・法人事業税・地方法人特別税の税率変更及び超過課税の適用期間の延長について](#)

info-tax@jp.kpmg.com

Privacy & Disclaimer

<http://www.kpmg.com/jp/ja/pages/legal.aspx>

<http://www.kpmg.com/jp/ja/pages/privacy.aspx>

KPMG Tax Corporation, Izumi Garden Tower, 1-6-1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-6012

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.